

神山町農業委員会

議 事 録

平成29年7月19日開催

神山町農業委員会議事録

平成29年7月19日神山町農業委員会を
神山町役場すだち（201）において開催

・出席委員は次のとおり（18人）

1番 佐々木 善兼	2番 田中 久博	3番 竹本 公三
4番 上杉 茂市	5番 相原 利章	6番 中西 隆子
7番 新居 榮二	8番 森 昌槻	9番 森本 孝夫
10番 阿部 銀一郎	11番 原田 正信	12番 河野 博行
13番 森 三千子	14番 渡邊 弘幸	15番 岡本 幸子
16番 上田 一夫	17番 田中 一重	18番 粟飯原充志

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、全員の方に出席をいただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、粟飯原会長に挨拶をお願いいたします。」

（粟飯原会長挨拶）

局長「ありがとうございます。続きまして、後藤町長に挨拶をお願いいたします。」

（後藤町長挨拶）

局長「ありがとうございます。町長は別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

（町長退席）

局長「ここからは神山町農業委員会会議規則第5条により、粟飯原会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

（午後1時42分）

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第15号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長 「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。7番 新居 榮二 委員さん、8番 森 昌槻 委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 議案第15号について

議長「議案第15号非農地証明願いについてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページをご覧ください。」

（議案朗読）

議長「ありがとうございました。それでは、事務局より受付番号6番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件の申請者●●●●さんの農地が山林となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願いの申請で地目変更が出来ることを指導しての申請でございます。

4ページから7ページに申請地の謄本を添付しております。内容に特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、8ページに位置図、9ページから11ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●で●●さん宅東側の●筆北側●筆と西側の●●字●●の●筆でございます。

12ページから14ページは現況写真と樹齢20年以上の切株の写真を添付しております。

15ページ・16ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しております。当時申請地が既に山林となっていることがわかりますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

17ページには始末書を添付しています。受付番号6番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の3番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「先週の火曜日に役場の相原局長、阿部さん、私と持ち主の●●さん本人とで現地訪問致しました。●●の場所は、●●、●●●行く在所の少し上に位置します周りは全て山林になっていまして周囲に影響を与えないと思います。●●のほうは、●●●の少し東側に位置しまして小さな谷の向こう側にありまして、耕作ができなくなって●●年以上の杉が植わっている状態です。周りは全て●●さんの畑、山林等で囲っておりますので、周辺に被害を与える影響はないと思います。よろしくお願い致します。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第15号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第15号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第15号非農地証明願いによる許可申請について受付番号6番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第16号について

議長「議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局長に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の18ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「ありがとうございました。それでは、事務局より受付番号5番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件の譲渡人の●●●さんから譲受人の●●●●さんが田●筆、畑●筆を購入する案件です。

19ページから22ページに申請地の謄本を添付しております。内容に特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、23ページに位置図、24ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●で譲受人の●●●●さんの自宅周辺に位置しています。25ページ・26ページは現況写真を添付しております。

27ページをご覧ください。●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事する予定です。営農計画概要等についてですが、取得した農地で主に、すだち、シキミ、栗、梅を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定です。以下の項目については記載のとおりでございます。

28ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地、借入農地はありません。これから農地を取得して農業を始める予定です。

29ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後はすだち、栗、梅、シキミを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラック●台、草刈り機●台です。移住後農作業の手伝いを行っていました。自宅周辺ですので住所地から申請地までの通作時間、距離、はありません。

次に地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。

30ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われま。続いて、29ページ中段の下限面積要件についてですが、今回本件で取得する面積は●, ●●●m²で神山町の下限面積1,000m²を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

31ページには●●さんの住民票を添付しております。

受付番号5番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番田中久博委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中（久）委員「7月11日に私と事務局の局長と阿部君とそれから●●さんが一体で現地確認を致しました。現地は、●●さんの自宅の周囲上下左右にぐるっと囲んだようなところでありました。●筆だけ県道をはさんでいるのですが、ちょうど作るのに家の庭からみんな見渡させるような場所でございます。周辺に迷惑がかかるようなこともありませんし、また、管理もすだちが植わっているんですが草刈りもきちんとできておりました。真新しい草刈り機も●台置いてありました。問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号6番について、事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが畑を●筆購入する案件です。

32ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、33ページに位置図、34ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●で●●さんの所有地の隣接地番になります。35ページには現況写真を添付しております。申請地は現在樹園地となっています。

36ページをご覧ください。●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●名で、内●名が農作業を常時従事しています。経営面積は、畑●，●●●㎡です。うち借入地が●●●㎡となっています。営農計画概要等についてですが、取得した農地ですだちを栽培し、自家消費分を除く全量を販売予定としてます。以下の項目については記載のとおりでございます。

37ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地●●●㎡、借入地●●●㎡ですだち・フキを栽培しています。

38ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後はフキ・すだちを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機●台、トラック●台、動噴●台、運搬車●台です。世帯で農作業に従事する者は本人と世帯員●名です。農作業歴は本人●●年世帯員●●年です。住所地から申請地までの通作距離は●kmです。現在の農地の管理状況等からも取得後の農地は全部効率的に利用できるものと考えます。

次に38ページの下段に記載のある地域との調和要件についてですが、記載のとおりで、地域の農地等の農業上の利用に支障をきたすことはないと考えられます。

39ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●●日、長男●●●日の合計●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題ありません。

続いて、39ページ中段の下限面積要件についてですが、●●さんが現在耕作している経営面積は●, ●●●㎡で、今回本件で取得する●●●㎡を併せて●, ●●●㎡で神山町の下限面積1, 000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。40ページには●●さんの住民票を添付しております。

受付番号6番の説明は以上でございます。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の3番竹本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

竹本委員「役場の相原局長、阿部さん、私と●●さんで●●の●●で現地を確認しました。場所的には●●●●●から少し下がったところです。国道を奥へ向かって頂いたら川向こうに暴風ネットで畑を囲っているのですぐにわかると思います。ちょうどその中に●●さんの土地がありまして●●さんも高齢ですのでできたら●●さんに買って頂きたい。周りがみんな●●さんの土地ですので、何も問題ないと思われま。よろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第16号受付番号5番・6番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号5番・6番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号5番・6番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第17号について

議長「議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書4 1 ページをご覧ください。」
(議案朗読)

局長「議案書の4 2 ページをご覧ください。」
(内容について朗読)

「全て新規案件ですので、補足説明をさせていただきます。

番号1 0 番について説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況は運搬機●台、草刈り機●台、すだち用冷蔵庫●台です。

続きまして番号1 1 番について説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事します。年間の農業従事日数は●●●日です。

続きまして番号1 2 番について説明をいたします。借人の●●●●●さんの世帯の構成員は●名で●名が農業に従事します。年間の農業従事日数は●●●日です。
以上でございます。」

議長「ただいま議案第1 7号について説明をいただきました。議案第1 7号について、ご質疑ありませんか。」
(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第1 7号農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定による農用地利用集積計画については、原案どおり決するに異議ありませんか。」
(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第1 7号農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

8. 議案第1 8号について

議長「議案第1 8号農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題といたします。
それでは、事務局長に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書43ページをご覧ください。

(内容について朗読)

次に議案書の44ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「ただいま議案第18号について事務局に説明いただきました。議案第18号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業については、原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

議長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時13分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

7 番委員

8 番委員